

18春闘、中央港湾団交終結 産別制度賃金「ゼロ回答」も、その他課題で仮合意!

仮協定書

一般社団法人 日本港運協会 (以下「日港協」という) と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、2018年度(平成30年度)の労働条件改善について、下記の通り協定する。

1. 雇用基盤と港湾労働の安定について

- (1) 認可料金制度の復活は、労使の政策課題として位置づけ、共同で関係行政はじめ関係先に要請するなど、その目的達成に向け具体的に取組むこととする。
- (2) 港湾労働秩序の維持、港湾労働者の福利厚生の充実のために、港湾労働法の全港・全職種適用について合意する。このため、法改正も視野に入れた全港・全職種適用への課題の整理、課題克服の要件と解決策などを港労法問題労使検討委員会において検討する。
- (3) 「港湾倉庫」・「特定港湾倉庫」について
 - ① 港頭地区における物流施設は、港運事業者の業域であり、かつ港湾労働者の職域である。雇用の場の拡大の立場から、これらの物流施設が港湾倉庫或いは特定港湾倉庫とされることが望ましい。このため事前協議制度の運用や、雇用秩序維持の労使パトロールを通じて、港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定の拡大に取り組むこととする。
 - 又、マルチテナント方式施設の港湾倉庫・特定港湾倉庫の指定の実態について、その実情調査を行う。
 - ② 一方、2020年度から新たに施行される予定の「港湾雇用安定等計画」の策定に際し、港湾倉庫・特定港湾倉庫指定のあり方、港湾労働法の全港・全職種適用問題、或いは、港湾労働法と港湾運送事業法の整合などについて労使が一致して問題提起していけるよう、検討する。
- (4) いわゆる「原則、日雇不使用」協定の実効性を高めるため、港湾労働者派遣制度の活用を目的とする具体的方策の検討機関として専門委員会を設け協議する。

2. 船社のアライアンス再編等による雇用と就労への影響に対する措置について

- (1) 船社アライアンスの再編などによる港湾への影響に対する措置について、2017年3月1日付議事録確認に基づき、中央・地区事前協議制度の運用強化を図り、雇用と職域の確保に努める。
- (2) 又、オーシャンネットワークエクスプレス関係のアライアンス開始に伴い、中央事前協議会は雇用不安の有無等について小委員会で検証を行い、その結果について必要に応じ反映し得る措置を講ずることとする。

3. 春闘協定等の産別労使合意にもとづく継続課題の促進について

- (1) インランドデポなどドライポットの港運事業への影響については、地区雇用対策委員会において調査し、労使政策委員会がその調査結果を精査した上で、必要に応じ港運労使の政策提言として取り組む。
- (2) 改正 SOLAS 条約に対応する港湾施設(看賞場の設置)整備、並びに、渋滞解消のためのインフラ整備に向けた労使の政策提言については、労使政策委員会で引き続き協議する。
- (3) 関連専業の労働環境整備については、日港協整備部会と関係労働組合との間に専門委員会を設けて、精力的な協議を行い、出来る限り早期に方向付けを行う。
- (4) 四国地区の労使協議体制については、地区事情に対応した体制の確立を早急に行う。又、三島川之江港の指定港化について、引き続き中央・地区一体となって関係先に働きかける。
- (5) 定年年齢は社会的情勢に照らし、2025年度までに65歳とする。但し、その実施時期や具体的方法等詳細については、各企業労使の協議とする。
- (6) 四検査機関に係る夫々の指定事業体に関する共通課題について、検数・検定小委員会での協議を促進する。
- (7) 安全対策について
 - ① 労働災害補償制度の標準について確立すべく中央安全専門委員会で協議を行い、出来る限り早期に結論を得るよう努力する。
 - ② 熱中症、落雷、海コン等に係る安全問題については引き続き中央安全専門委員会で協議する。

以上

2018年(平成30年)4月5日

全国港湾と港運同盟は、「二〇一八年度産別労働条件及び産別協定の改定に関する要求書」を提出。二月七日の第一回中央港湾団交を皮切りに五回の交渉を積み重ねた。その間、四月八日二十四時間ストライキの実力行使を背景に回答の促進を図った結果、四月五日の第五回団交で、仮協定書を作成、文章を確認し、合意に至った。合わせて四月八日の二十四時間ストライキについては解除を通知し、「一八春闘中央港湾団交は終結することとなった」。

二月七日の第一回団交で、これに対し日港協側より「要求書の主旨説明を行いスタートした一八港湾春闘」として、組合側提案の三月十四日に第三回団交を開催し、要求書に対する日港協の回答を求めた。日港協は、産別制度賃金は「統一回答できない」とした回答であった。組合側は、乱暴で不誠実な回答であるとして、「行動の自由を留保する」と通告し、具体的行動は後日知らせるとした。三月十四日に開催された第三回団交で日港協は、「本日まで修正回答を取りまとめることが出来なかつた」として、ゼロの回答であった。また、産別制度賃金に対する統一回答について、四月五日の第五回団交で日港協は、「本日まで修正回答を取りまとめることが出来なかつた」として、ゼロの回答であった。日港協は、小委員会を三月二十日と二十八日に開催し、その経過を踏まえて第四回団交を三月三十日十三時から開催したいと提案した。組合側は、その提案を受け入れるが、次回回答については行動に組み込まざるを得ないことを強調して団交を終了した。三月三十日に開催された第四回中央港湾団交で、組合側は前回から全く前進のない不誠実な回答を不満として、四月八日(日) 始業時から九日(月) 始業時までの二十四時間ストライキを破り行為への抗議行動とす

職種で、就労拒否並びに荷役阻止及び抜港船などを視野に入れた上積みの実力行使もあることを付言した。四月五日開催した第五回中央港湾団交で日港協は、

組合側要求に添えるべく修正案を作成したので回答について、小委員会で調整を行いたいとの提案を行った。組合側は、これを了承して小委員会で調整を行い、内部検討を行うにつれて、内部検討の結果、制度賃金以外の要求で修正回答に前進が見られたことから仮合意とした。また、産別制度賃金については、労働委員会を通して明らかにしていくこととしたうえで、十六時十分ストライキ解除を伝え「一八春闘は妥結した」。

今後、産別制度賃金の統一回答は第三者に判断を求めることとなった。



シャモ樽

総合型リゾート施設(I R)実施法案では、カジノの入場料を六千円にすることを盛り込むことや、入場制限として週三回、月十回の規制を盛り込むことを検討している。自公政権は入場制限が依存症対策になると言っているが、シンガポールではカジノ入場料は八千円、入場制限も月八回。安倍首相の言う「世界最高水準のカジノ規制」がまやかしの問題ない。それ以上に問題なのは、入場料や回数制限などが依存対策にならないとの懸念もある▼中央競馬は毎週末の月八回だけ、依存症になる人は後を絶たない。入場料に関しても、その分を取り戻そうとして、逆に深みにはまってしまう人も出てくる危険性がある。そもそもギャンブル依存症になっている人は、金銭感覚がマヒしていることが多いので、六千円程度の入場料ではハードルになりえない場合が多いと言える▼厚生労働省の調査では、ギャンブル依存症が疑われる人は全国で三二〇万人いると言われている。この現実を見据えた対策を優先しなければならぬ。与野党からギャンブル依存症対策法案が国会提出されているが、まずはその審議を通じて、対策に何が必要かを論議し、実行することが大切であり、カジノの前にやるべき事があるはずだ。